

(12) 危機管理室**① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

危機管理室は、国立大学法人上越教育大学危機管理規則に基づき、次の業務を行う。

- i) 想定される危機に対する体制及び対応策を検討し、必要な措置を講ずる。
- ii) 危機発生時において、原因及び状況の把握・分析並びに当該危機によってもたらされる事態を想定し、被害及び影響を最小限に抑制する。

イ 組織の構成及び構成員等

危機管理室は、学長が指名した理事、学長が指名した副学長、事務局長、事務局次長、総務課長、附属学校課長、施設課長、教務課長、学生支援課長及びその他学長が指名した者で構成し、学長が指名する理事が室長、事務局長が副室長、その他の者が室員として業務を行っている。

② 運営・活動の状況**ア 委員会等の開催状況**

令和6年度は、計5回開催した。

イ 審議された主な事項

- i) 参集基準の改定
- ii) 防災計画の改定
- iii) 防災・安全マニュアルの改定
- iv) 山屋敷地区防災訓練
- v) 課外活動における熱中症予防・対策
- vi) 上越教育大学の課外活動における熱中症予防に関する基本方針の一部改正
- vii) 国立大学法人上越教育大学事業継続計画
- viii) 不審者等対応マニュアル及び不審者等対応フローチャートの改訂

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

「事業継続計画（BCP）」を令和6年10月に策定し、大規模災害発生時に、本法人の重要業務を継続または早期に復旧させるための準備及び大学業務を継続していく上で優先的に実施すべき業務を明確化した。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

令和7年度山屋敷地区防災訓練について、令和6年度の課題を踏まえ、訓練方法等の見直しを行う。